

「秋田大学医学部附属病院医薬品等受託研究審査委員会内規」の一部改正（案）新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第 1 条～第 12 条 (略)</p> <p>(委員会事務局)</p> <p>第13条 委員会事務局に事務局長を置き、<u>臨床研究支援センター長</u>をもって充てる。</p> <p>2 委員会事務局は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 委員会の審議等の記録の作成</p> <p>二 治験審査結果通知書の作成</p> <p>三 記録の保存</p> <p>四 その他委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援</p> <p>3 委員会事務局は、委員会の手順書、委員名簿及び会議の記録の概要を<u>臨床研究支援センター</u>のホームページ上に公表するものとする。</p> <p>4 委員会事務局の庶務は、医学系研究科・医学部総務課において処理する。</p> <p>第 14 条～第 15 条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。</u></p>	<p>第 1 条～第 12 条 (同左)</p> <p>(委員会事務局)</p> <p>第13条 委員会事務局に事務局長を置き、<u>治験管理センター長</u>をもって充てる。</p> <p>2 委員会事務局は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 委員会の審議等の記録の作成</p> <p>二 治験審査結果通知書の作成</p> <p>三 記録の保存</p> <p>四 その他委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援</p> <p>3 委員会事務局は、委員会の手順書、委員名簿及び会議の記録の概要を<u>治験管理センター</u>のホームページ上に公表するものとする。</p> <p>4 委員会事務局の庶務は、医学系研究科・医学部総務課において処理する。</p> <p>第 14 条～第 15 条 (同左)</p>